

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1347号)

平成28年6月24日

横情審答申第1347号

平成28年 6 月 24 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年10月14日道企第860号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「保土ヶ谷区の将来の道路ネットワークを見直しました！（平成20年5月
横浜市道路局からのお知らせ（保土ヶ谷区版））」の開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「保土ヶ谷区の将来の道路ネットワークを見直しました！（平成20年7月横浜市道路局からのお知らせ（保土ヶ谷区版）」）を特定し、開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「都市計画桐ヶ作一川島線道路計画の現在の状況を情報公開を求めます。H27. 8. 28日現在の情報」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成27年9月11日付で行った「保土ヶ谷区の将来の道路ネットワークを見直しました！（平成20年7月横浜市道路局からのお知らせ（保土ヶ谷区版）」）（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の開示理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し本件申立文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 都市計画道路である川上川島線は、平成22年1月15日に都市計画変更された。都市計画変更により、本路線の起点である権太坂和泉線（戸塚区品濃町）との交差部から保土ヶ谷二俣川線（保土ヶ谷区今井町）に接続するまでの区間が廃止され、起点が変更となったため、本路線の名称は川上川島線から桐が作川島線に変更された。

本件申立文書は、平成20年7月から道路局の窓口にて配布を行っている文書である。本件申立文書の作成に当たっては、平成20年5月にホームページに掲載された情報に、市民からの個別の相談等に回答するため、市民個別相談会を開催し、当該相談会に関する情報を加えて作成している。本件申立文書においては、「川上川島線のうち桐が作川島線」の部分は事業着手時期未定と掲載されており、平成20年7月以降、現在に至るまで掲載されている内容についての変更はない。したがって、同線の現在の状況を示す文書であることから、本件申立文書を特定の上、開示した。

通常、市民等から整備予定に関する問い合わせや要望がある場合に、実施機関はホームページに掲載されている情報の閲覧あるいは「横浜市道路局からのお知らせ」の配布により情報提供を行っている。

本件請求の際にも同様の説明をし、本件申立文書を交付したが、異議申立人（以下「申立人」という。）から開示請求書が提出された。本来であれば本件請求の際に、任意の情報提供で対応すべき事案ではあったが、本件申立文書のみが現在の状況を示す文書であることから、特定し開示とした。

- (2) 申立人は、異議申立書において、「横浜市都市計画に基き見直しをされた文面を開示申請をお願い申し上げます。」と主張しているが、本件申立文書は、申立人の主張する桐が作川島線の見直しに係る文書である。桐が作川島線の都市計画変更は、関係機関との協議や都市計画道路網の見直しに係る主な手続を行い、平成22年度に終了している。手続の終了後は、現在に至るまで計画に変更はない。したがって、ホームページに掲載されている情報以外の文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。
- (3) なお、本件申立文書の名称について、本件処分時は、「保土ヶ谷区の将来の道路ネットワークを見直しました！（平成20年5月横浜市道路局からのお知らせ（保土ヶ谷区版））」と記載して決定したが、正しくは、「保土ヶ谷区の将来の道路ネットワークを見直しました！（平成20年7月横浜市道路局からのお知らせ（保土ヶ谷区版））」であったため訂正する。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件申立文書のほかに都市計画道路である桐が作川島線の見直しがされた文書が存在すると考えている。したがって、実施機関はその文書を特定し、開示すべきである。

5 審査会の判断

- (1) 都市計画道路網の見直しに係る事務について

ア 横浜市では、都市構造や社会状況等の変化に対応するため、平成16年度から将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めている。

平成19年12月には、見直しの対象である全ての路線及び区間を評価・検証し、存続、変更候補、追加候補、廃止候補とする路線及び区間を示した「見直しの素案

(案)」を公表し、市民に対して説明を行ってきた。

実施機関においては、「見直しの素案(案)」に対する市民からの意見などを踏まえ、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」(以下「見直しの素案」という。)として取りまとめ公表した。また、見直しの素案の公表にあわせて、国が事業実施予定の国道を除く存続、変更候補及び追加候補となった路線について、財政状況を勘案するとともに「横浜市基本構想(長期ビジョン)」との整合を図り、優先的に事業に着手する路線を優先整備路線とした。

イ 年度ごとに、いずれの候補路線を優先して都市計画手続を進めるかは異なるが、主な手続の流れは以下のとおりである。

実施機関では、まず、都市計画素案の作成後、都市計画素案の説明会を開催し、都市計画素案の縦覧を行う。その後、公聴会を開催し、都市計画案の作成を行い、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条に定める縦覧に供し、広く一般から意見書を受け付ける。その後開催される都市計画審議会を経て、都市計画変更が告示される。

川上川島線は、戸塚区品濃町を起点とし、保土ヶ谷区川島町を終点とする都市計画道路である。起点である戸塚区側は周辺道路のネットワークで代替可能な交通機能を有すること、また大部分がゴルフ場であり沿道からのアクセスが見込まれないことなどから廃止候補路線とした。また、終点である保土ヶ谷区側は存続候補としたため、当該道路については起点が旭区桐が作に変更となり、平成22年1月15日の都市計画変更の告示によって、桐が作川島線に名称を変更している。

(2) 本件申立文書について

本件請求は、「都市計画桐ヶ作―川島線道路計画の現在の状況を情報公開を求めます。H27.8.28日現在の情報」の開示を求めたものである。

本件処分について、実施機関は、幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の変更に関して作成した書類である本件申立文書を特定したと説明している。

これに対し申立人は、本件申立文書のほかに桐が作川島線の計画の見直しがされた文書が存在すると思われるため、その文書を特定し、開示決定を行うよう求めている。そのため、実施機関が本件請求の対象行政文書として本件申立文書を特定したことの妥当性について以下検討する。

なお、実施機関は本件申立文書の名称が、「平成20年5月」は正しくは「平成20年7月」であったと説明している。本件申立文書に記載された日付は確かに平成20

年7月であり、本答申においては、本件申立文書の名称を「保土ヶ谷区の将来の道路ネットワークを見直しました！（平成20年7月横浜市道路局からのお知らせ（保土ヶ谷区版）」と記述する。

(3) 本件処分における文書特定の妥当性について

ア 実施機関は、桐が作川島線の現在の状況がわかる文書を求める本件請求に対して、都市計画道路網の変更を受けて作成した文書のうち桐が作川島線の事業着手時期が記載された最新の文書が求められていると解し、それに該当する文書として本件申立文書を特定したと説明している。

イ 当審査会では、本件申立文書が更新されているのか、その他更新状況について公表した資料が存在するのかについて実施機関に確認した。すると、本件請求の後、平成28年3月25日付で、「都市計画道路の優先整備路線の改定版を公表します」が記者発表されていたことが判明した。当該記者発表資料では、平成20年7月に発表された整備予定等について更新されていたが、桐が作川島線の整備については平成20年に発表された内容から変更はなく、事業着手時期は未定のままであった。また、当該記者発表資料以外に桐が作川島線の事業着手時期について記載されている文書の存在を認めることはできなかった。なお、桐が作川島線は旭区を起点とする道路であるため、旭区に係る記者発表資料についても調査したが、事業着手時期は未定となっていた。

ウ また、当審査会は、保土ヶ谷区内で行われている道路整備予定について実施機関に確認したところ、実施機関では毎年、区内のどの道路を整備予定箇所としているかの計画を整備予定箇所図として公表しているとのことであった。そこで、当審査会において、平成20年度以降の整備予定箇所図を確認したが、保土ヶ谷区内の別の道路の整備予定が記載されているのみであって、桐が作川島線の道路整備に係る内容は記載されていなかった。

エ 以上のことから、桐が作川島線の計画について、具体的な事業着手時期を示す文書は、本件請求の時点においては、本件申立文書以外に存在していなかったと解される。

そのほか当審査会では、桐が作川島線について計画の見直しがされた文書、すなわち、具体的な事業着手時期について明示された文書の存在を認めることはできなかった。また、桐が作川島線の事業着手時期について、本件申立文書以外に他の文書の存在を推認させる特段の事情もない。したがって、本件申立文書以外に本件請

求に係る文書を作成し、又は取得していないという実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を特定し、開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年10月14日	・実施機関から諮問書及び開示理由説明書を受理
平成27年10月15日 (第189回第三部会) 平成27年10月22日 (第277回第一部会) 平成27年10月23日 (第280回第二部会)	・諮問の報告
平成28年3月11日 (第288回第二部会)	・審議
平成28年3月30日 (第289回第二部会)	・審議
平成28年5月13日 (第292回第二部会)	・審議
平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・審議